

県職連合家事委託助成金交付要綱

2018年3月26日制定

2022年3月9日改正

(目的)

第1 この要綱は、沖縄県関係職員連合労働組合の組合員及び準組合員（以下「組合員等」という）が家事を業者に委託して実施した場合に、その全部または一部を助成することにより、福利厚生の一環として組合員等の生活向上を図ること、併せて多忙な子育て世代の支援を図ることを目的とする。

(助成金の対象)

第2 助成金の対象は、組合員等が自ら居住する住宅において業者に委託して実施した次の家事とする。

- (1) エアコンの掃除
- (2) 換気扇の掃除
- (3) ハウスクリーニング

(助成額)

第3 助成金として交付する額は、組合員等一人につき一年度（1月～12月）に1回3,000円以内とする。

(申請)

第4 申請は別紙の助成金交付申請書により行い、助成対象となる年度の翌年の1月20日までに各支部に提出する。締め切りを過ぎた場合は、その年度分の助成金申請は受け付けない。なお、申請書には、かかった費用の領収書（原本を提出、コピー不可）を添付すること。

(交付)

第5 各支部は、1ヶ月毎に組合員等からの申請書を取りまとめ、本部に送付する。助成金は、予算の範囲内で労福推進委員長の承認を得て、各支部が組合員に交付するものとする。

(その他)

第6 助成金に関してこの要綱に定めがないことについては、労福推進委員会で協議し決定する。

附則

- 1 この要綱は、制定の日より施行する。
- 2 2022年3月9日改正は同日より適用する。